

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
同法第243条の2の2第3項及び同法第199条第6項の規定による監査
の結果を次のとおり公表する。

令和4年11月7日

南三陸町監査委員 芳賀長恒

南三陸町監査委員 及川幸子

(別紙)

南三陸町職員の賠償責任に関する監査結果

令和4年1月7日

第1 監査の要求

1 監査要求のあった日

令和4年1月24日

2 要求の要旨

南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金（以下「当該補助金」という。）の不正流用事案に係る事務において、南三陸町補助金等交付規則（平成17年南三陸町規則第33号。以下「補助金等交付規則」という。）に基づく手続等に著しく適正を欠く取扱いがあり、当該取扱いに起因し町に損害が生じたと認められるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第3項による監査及び決定を求める。

併せて、地方自治法第243条の2の2第1項後段に規定する職員以外の者の行為等に関し、同法第199条第6項による監査を要求する。

3 消滅時効分の取扱い

町職員（以下「職員」という。）の責めに帰する町の損害額及び賠償額については、地方自治法第236条の消滅時効の規定により、職員に賠償を命じることができない年度分についても併せて監査を要求する。

第2 監査の実施

1 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 芳賀長恒

南三陸町監査委員 及川幸子

2 監査の種類

地方自治法第243条の2の2第3項による監査及び地方自治法第199条第6項による監査

3 監査の対象

平成22年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度及び平成31年度（令和元年度）の各年度分として交付した当該補助金

4 監査の実施内容

（1）監査の期間

令和4年1月24日から令和4年11月4日まで

（2）監査の方法

町から提出を受けた資料を調査するとともに、必要に応じ当該不正流用事案に関与した職員等及び当該補助金を詐取した者から事情聴取を行った。

（3）調査等

産業振興課（平成22年度から平成28年度まで）及び農林水産課（平成29年度から平成31年度まで）に在籍した地方自治法第243条の2の2第1項後段に規定する職員（以下「財務会計職員」という。）及び財務会計職員以外の職員で当該補助金の交付等に関し重大な過失があった職員（以下「非財務会計職員」という。）

（これ以降、財務会計職員と非財務会計職員を合わせて「監査対象職員」という。氏名等は次頁の表のとおりである。）が行った事務に関し、町から提出を受けた資料を精査するとともに、必要に応じ、監査対象職員及びこれら以外の職員等から聴取した。具体的には、監査委員において、町から提出を受けた当該不正流用事案に関係する資料を調査（精査）した上で、これに関与した職員に対する聴取を実施した。

なお、当該不正流用事案に關与した職員のうち、他の地方自治体から当町に派遣されていた職員に対しては、監査委員事務局長が聴取を実施した。また、既に退職した職員については、南三陸町補助金不正流用事案内部事務調査委員会の委員長からの聴取が適当であると判断し、当該委員長から事情を聴取した。さらに加えて、当該補助金の不正な流用を実行した本人（当時、宮城県農業共済組合迫支所の職員であった者）に対しても、監査委員による聴取を実施した。

また、監査委員に対し町が行った要求の趣旨及び細部にわたる具体的な内容について、これを確認する必要が複数回にわたり生じたことから、町総務課及び町行政管理課の担当職員に対し、説明を求め、その都度、監査に必要となる資料の提出を求めるなどしたところである。

監査対象職員

財務会計職員

氏名	職（在籍時）
A	副町長
B	会計管理者
C	会計管理者
D	産業振興課長
E	産業振興課参事（農林行政担当）・産業振興課長
F	農林水産課長
G	農林水産課長
H	産業振興課参事（農林行政担当）
I	産業振興課参事（農林行政担当）
J	産業振興課参事（農林行政担当）
K	産業振興課長補佐兼農林業振興係長
L	農林水産課長補佐兼農林業振興係長
M	産業振興課技術主幹兼農林業振興係長
N	産業振興課主幹兼農林業振興係長
O	産業振興課農林業振興係長・農林水産課主幹兼農林業振興係長
P	農林水産課主幹兼農林業振興係長
Q	出納室主幹兼出納係長
R	出納室主幹兼出納係長
S	産業振興課主幹（派遣職員）
T	農林水産課主幹（派遣職員）
U	出納室主幹
V	産業振興課主査

非財務会計職員

氏名	職（在籍時）
V	産業振興課主事
W	産業振興課主事・農林水産課主事（派遣職員）

第3 監査の結果

1 監査により認められた事実

令和4年1月24日付南三総第1505号により町長から要求があった地方自治法第243条の2の2第3項及び同法第199条第6項の規定による監査を行った結果、認められた事実の概要として、主なものを以下のとおり列記する。

- ・ 平成22年度分から平成31年度分までの10年度分の当該補助金が、その交付先である南三陸町有害動植物等対策協議会（以下「当該協議会」という。）の統括事務局が置かれていた宮城県農業共済組合迫支所の職員であったXにより不正に詐取されていたこと。
- ・ 南三陸町産業振興課内（平成29年度以降は南三陸町農林水産課内）に、当該協議会の本部を置くとされていたこと。
- ・ 南三陸町産業振興課（平成29年度以降は南三陸町農林水産課）の農業振興担当職員（この職員の事務を審査する職員を含む。）においては、10年度間のいずれの年度分も、当該補助金の交付事務（支出負担行為・支出命令）に関し、杜撰な事務手続を行っており、その手続には、重大な過失があったこと。
- ・ 南三陸町会計管理者においては、法令に反した支出命令についてはこれを支出してはならない旨の規定に反して、当該補助金を支出した事務手続があったこと。
- ・ 当該協議会の本部としての事務（公務）である当該協議会の定期総会を開催する事務を怠り、平成23年度から平成31年度までの間、平成29年1月の臨時総会（予算・決算以外の議題を審議）を除き、一度も定期総会を開催していなかったこと。
- ・ 当該補助金の事業実績報告書類の一部が、宮城県農業共済組合迫支所の元職員Xによって改ざんされていた事実も確認した。他方、当該補助金が不正に詐取されたことのそもそもの原因是、書類の改ざんの巧妙さではなく、南三陸町産業振興課（平成29年度以降は南三陸町農林水産課）の農業振興担当職員が法令等に反した誤った前例を踏襲して事務を機械的に進めたこと、そして、その上席の職員が、部下である担当職員の事務を盲目的に是認し、適時に適正な指導等を行わなかったこと、さらには、長く当該補助金の交付申請等に関わっていたからということを主たる理由として、当該補助金を不正に詐取した宮城県農業共済組合迫支所の元職員Xを全面的に信用・信頼してしまっていたこと等にあること。

2 賠償責任に関する法的根拠及び賠償責任を有すると認められる職員について

まず、本件監査を行うに当たり、その賠償責任に関する法的根拠について調査した。

その結果、当該補助金の交付等の事務に関与した職員が行った事務に故意又は重大な過失があったと認められる場合における賠償については、地方自治法第243条の2の2第1項第1号、第2号及び第3号がその根拠であること、また、当該協議会の本部としての事務を担っていた職員が行った事務に過失があったと認められる場合における賠償については、民法（明治29年法律第89号）第709条がその根拠であることを確認した。

その上で、平成22年度分から平成31年度分までの各年度分の当該補助金の交付等に関し監査を行ったところ、当該補助金の交付等の事務に関与した職員の故意によって当該補助金が詐取された事実は確認されなかつた。

しかしながら、地方自治法第243条の2の2第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で南三陸町財務規則（平成17年規則第32号。以下「財務規則」という。）で指定した者の行った事務に関し、重大な過失（怠る事実を含む。）があつたことを確認した。このことによる賠償責任を有すると認められる職員の数（既に退職した職員を含む。）は、17人である。

なお、地方自治法第243条の2の2第1項第1号、第2号及び第3号を根拠とする賠償に関しては、地方自治法第236条の規定により、その消滅時効が5年であることから、今般の町長の求めによる監査においては、消滅時効が完成していない職員9人が、地方自治法第243条の2の2第1項第1号、第2号及び第3号の規定による賠償責任を有する職員ということになる。

また、当該協議会の本部の事務を担っていた職員に関しては、当該協議会の規約に定められている「（定期の）総会」を開催していなかったことが、当該協議会の統括事務局の担当者であった宮城県農業共済組合迫支所の元職員Xによる当該補助金の不正な詐取につながった蓋然性がある。これについて監査委員は、重大な過失（怠る事実）であると判断した。

なお、民法第709条の規定は、その過失に関し重大であることを要件としているが、今般の監査においては、地方自治法第243条の2の2第1項の規定による賠償の考え方との均衡を考慮し、民法第709条の規定による賠償については、軽過失を除くこととした。その結果、民法第709条の規定による賠償責任を有すると認められる職員の数（既に退職した職員を含む。）は、14人である。

3 職員に賠償を求める額の算定について

まず、平成22年度分から平成31年度分まで10年度間にわたり交付した当該補助金に関し、当該協議会の統括事務局の担当者（宮城県農業共済組合迫支所の元職員X）により不正に詐取された金額の総額は18,600,000円であることを確認した。また、この不正に詐取された補助金が、補助金等交付規則をはじめとした関係法令に規定する内容に反して使われた費用に充当されていたこともあわせて確認した。その総額は3,188,092円であった。結果として、宮城県農業共済組合迫支所の元職員Xが自らの自由意思に基づき費消し得た当該補助金の金額の総額は15,411,908円であった。

監査委員としては、本件監査において、重大な過失があったと判断した職員に賠償を求めるに際しては、関係法令に規定する内容やその手続に反した支出であったとしても、その最終的な使途が、関係団体への負担金や当該協議会の傘下の団体に対する助成金、有害動植物対策に資する物品の購入等である限りにおいて、これを「町が被った損害」と見なす必要性は低いと判断した。また、双苗射撃場の修理代金99,000円についても、関係法令に規定する内容に反した支出であったこと、又、事業計画にもない不当な支出であったこともあわせて確認した。この双苗射撃場の修理代金については、最終的な使途が有害動植物対策と直接的に関係がある支出と認めることは困難であること、その一方で、当該補助金を不正に詐取した者が自ら費消した金額として整理することもまた不合理であることから、今後、当該協議会に対し、返還を求めることが妥当であると判断した。

以上のことから、当該補助金の交付事務等に関し、重大な過失があったと認められる職員に対し賠償を求めるに当たって、その基とすべき金額は、宮城県農業共済組合迫支所の元職員Xが費消した当該補助金の金額の各年度分として確定させた金額とすることが妥当であるとの結論に至った。

(1) 不正な詐取を実行した者が町に弁済すべき額と重大な過失があると認められた職員が町に賠償すべき額の割合

次に、宮城県農業共済組合迫支所の元職員Xが行った当該補助金の不正な詐取の実態に照らして弁済すべきであると考えられる額とこの者が不正な詐取を実行に移しこれを履行するまでの間に当該補助金の交付等に關与した職員の重大な過失により賠償責任があると認められる額との割合について監査した結果、年度ごとに、職員の重大な過失の程度には当然ながら多少の違いがあると認められるところではあるが、その割合については、同種の事案が発生した際の先例も参考にした上で、全ての年度においてそれぞれ2分の1とすることが妥当であると判断した。

(2) 地方自治法上の過失と民法上の過失の割合

次に、職員に賠償を求めるに当たっては、その根拠として、地方自治法第243条の2の2第1項の規定による職員の重大な過失と民法第709条の規定による職員の過失がある。今般の不正流用事案においては、これらはいずれの年度分の補助金についても「併存」している。監査委員としては、これらに関する割合については、それぞれ2分の1とすることが妥当であると判断した。

(3) 地方自治法第243条の2の2第1項の規定による賠償額の算出

次に、当該補助金の交付等に関与した職員で重大な過失があったと認められる職員について、その賠償額を「職分」と「発生した損害との因果関係の程度」に分けてそれぞれ計算し、職員ごとに、賠償責任があると認められる額を算定した。賠償責任があると認められる額の算定に当たっては、「職分(職務権限の重要性)による賠償額」と「発生した損害との因果関係の程度による賠償額」の割合(比率)に差をつけるべき合理的理由がないことから、これについては同じ割合(比率)とすることが妥当であると判断した。(地方自治法第243条の2の2第2項)

また、「発生した損害との因果関係の程度」を算定するに当たっては、支出負担行為において重大な過失があったと認められる割合と支出命令において重大な過失があったと認められる割合に分けて、それぞれ計算した。

なお、支出負担行為における重大な過失と支出命令における重大な過失のいずれもが、ともに発生した損害との因果関係があったと認められる場合においては、これを比較し、差をつけるべき合理的理由がないことから、これについても同じ割合(比率)とすることが妥当であると判断した。

(4) 民法第709条に基づく賠償額の算出

地方自治法第243条の2の2第1項を法的根拠とする賠償額と民法第709条を法的根拠とする賠償額の割合(比率)についても、これに差をつけるべき合理的理由がないことから、これについても同じ割合(比率)とすることが妥当であると判断した。

また、民法第709条の規定を根拠とする重大な過失があったと認められる職員に関する賠償責任があると認められる額の算定に当たっては、民法第719条第1項のいわゆる「不真正連帯債務」の考え方の採用も検討したが、今般の

監査においては、細部にわたり調査（精査）した結果に基づき、重大な過失があったと認められる事務に関与し、賠償責任があると認められる職員ごとに賠償を求める額を算出した。なお、民法第709条に基づく賠償額の算出に当たっては、「職分（職務権限の重要性）による賠償額」という考え方は、なじまないと判断したことから、これを採用していない。

10年度間にわたり、多くの職員が関与し、また、発生した損害との因果関係がある事務が複数（支出負担行為、支出命令及び支出等）に及んでいたことから、賠償額の算定は困難を極めたが、以上のとおり、一つひとつの事実を確認し、積み上げながら、丁寧に賠償額を算定したところである。

4 信義則に基づく賠償請求の制限等

当該補助金の不正流用事案に係る事務に関し、これに関与した職員の多くには、職務遂行上、重大な過失があったと判断するところであるが、各職員に対し、最終的に賠償を求める額を決定するに当たっては、信義則に照らした検討など、様々な観点からの慎重かつ丁寧な検討を行う必要があった。結果として、次のとおり一定の結論を得たものである。

（1）東日本大震災の発生

まず、今般の不正流用事案が発生した背景について検討を行った。東日本大震災が発生した直後からしばらくの間、当町の多くの課等の職員は、復旧・復興事業に忙殺されていた。東日本大震災発生後の膨大な業務量に対し、職員の数が絶対的に不足していた中で今般の不正流用事案は発生した。職員の業務上のチェックがおろそかになってしまっている隙をつかれたかたちで、公金が詐取されたとも言える。

一般論で言えば、町には、職員がその持てる能力を十分に発揮することができる業務環境を整えるべき責任があり、その観点から、町は可能な限りの対策を講じていたとは認められる。

しかしながら、震災により町が混乱の極みにあって、かつ、役場庁舎等が流失した当時においては、この一般論のとおりに業務環境が十分に整備されていたとはとても言えない有様であったことも事実である。しかるに、このかつて誰も経験したことのない東日本大震災後の町の混乱が収束していない間に発生した事務の重大な過失の責任を、個々の職員に負わせるということは信義則に照らし甚だ理不尽であると考えられる。よって、この間に生じた当該補助金の交付等の不

適正事務に関与した職員には、重大な過失があったものと認めざるを得ないものの、賠償責任があるとまで認めるることは、適當ではないと判断するものである。

(2) 復旧・復興事業体制の整備

次に、東日本大震災後の町や役場内の混乱・混沌が一定程度収束し、町が組織として復旧・復興事業に向き合う体制が整えられた後において行われた当該補助金の交付等の不適正事務の背景について検討した。町は、震災からの復旧・復興事業を推進するため行政組織を見直し、全国の自治体等から派遣職員等を受け入れ、新規に職員も採用し、また、職員が職務を遂行する上で必要となるスキルを向上させるための職員研修も実施していたと認められる。しかしながら、今般の不正流用事案の発生を未然に防止するために必要であった管理監督職員に対する具体的な研修機会の設定といった取組は行っていなかった。また、派遣職員等を含めたいわゆる実務担当者に対する財務に関する具体的な研修機会も設定していなかった。

以上のことから、町は組織として、職員に対しての階層別研修等の一般的な研修は行っていたものの、震災による行政組織の改編や新たに多くの職員が採用等されたことを踏まえた必要十分な対応・対策を取っていたとは言えない。こうしたことから、この間に生じた当該補助金の交付等の事務に關与した職員には重大な過失があったと認めざるを得ないものの、その賠償額に関しては、その責任の全てを個々の職員に負わせることは信義則に照らし適當であるとは言えないと判断したところである。監査委員は、この間の職員の賠償額について、同種の事案の具体的な判例には接していないものの、他の自治体で発生した同種の事案も参考にし、検討した結果、また、当該補助金を交付した年度によって不適正事務の内容に違いがあることも踏まえた上で、職員に賠償を求める額は、原則として、重大な過失により賠償責任があると認められる額の2分の1とすることが妥当であると判断した。

(3) 派遣職員に対する汲むべき事情

次に、本件事案に關与した派遣職員に対して、汲むべき事情があるか否かについて検討した。検討に際しては、派遣職員の当時の職も念頭において検討した。

ア 派遣職員 主事 W

非財務会計職員である派遣職員 主事 Wについては、前任者からの十分かつ

丁寧な事務引継や業務従事中の上司からの適時・適切な指導等が十分に行われていたとは認められないと、さらに、前年度の書類等を参考にして作成した書類が上司に回付された時点において、上司の適切なチェックが行われていたならば、公金の詐取は防止できた可能性が高いこともあわせて検討すると、派遣職員 主事 Wが行った当該補助金の交付等の事務には重大な過失があったと認めざるを得ないものの、当時の主事(派遣職員)に賠償責任があるとまで認めることは、適當ではないと判断した。

イ 派遣職員 主幹 T

次に、派遣職員 主幹 Tについて汲むべき事情があるか否かについて検討した。その結果、派遣職員 主幹 Tが行った当該補助金の交付等の事務に関しては、重大な過失があったと認めざるを得ないこと、他方、当時の職である「主幹」は、「係長相当職」であることを前提としつつも、その実態としては、他の自治体から派遣された際に、前任者からの十分かつ丁寧な事務引継が行われたとは言えないこと、又、業務従事中の上司からの適時・適切な指導等が十分に行われていたとは認められない中で当該補助事業の実務を担っていたこと、さらに、前年度の書類等を参考にして作成した書類が上司に回付された時点において、上司の適切なチェックが行われていたならば、公金の詐取は防止できた可能性が高いことなどもあわせて検討した結果、主幹 Tに賠償を求める額は、重大な過失により賠償責任があると認められる額の4分の1(プロパー職員である者に賠償を求める額の原則とした重大な過失により賠償責任があると認められる額の2分の1の更に2分の1)とすることが妥当であると判断した。

ウ 派遣職員 主幹 S

次に、派遣職員 主幹 Sについて汲むべき事情があるか否かについて検討した。その結果、派遣職員 主幹 Sが行った当該補助金の交付等の事務に関しては、重大な過失があったと認めざるを得ないこと、他方、当時の職である「主幹」は、「係長相当職」であることを前提としつつも、その実態としては、他の自治体から派遣された際に、前任者からの十分かつ丁寧な事務引継が行われたとは言えないこと、又、業務従事中の上司からの適時・適切な指導等が十分に行われていたとは認められない中で当該補助事業の実務を担っていたこと、さらに、前年度の書類等を参考にして作成した書類が上司に回付された時点において、上司の適切なチェックが行われていたならば、公金の詐取は防止できた可能性が高いことなどもあわせて検討した結果、主幹 Sに賠償を求める額は、重大な過失により賠償責任があると認められる額の4分の1(プロパー職員である者に賠償を求める額の原則とした重大な過失により賠償責任があると認められる額の2分の1の更に2分の1)とすることが妥当であると判断した。

る額の原則とした重大な過失により賠償責任があると認められる額の2分の1の更に2分の1) とすることが妥当であると判断した。

(4) 当該協議会の金融機関口座の残金について

最後に、不正に詐取された当該補助金のうち、当該協議会の金融機関口座に残っていた金額の取扱いについて言及しておく。

今般の不正流用事案が発覚した後において確認した当該協議会の金融機関口座の残高は、141,407円であった。平成22年度分の当該補助金が入金される直前の当該協議会の金融機関口座の残高は、17,675円であったことから、これらの残高の差引額である123,732円は、不正に詐取された当該補助金のいわゆる「残金」であると認められる。

しかしながら、この残金123,732円については、どの年度分の補助金の残金であるかについて確定することは不可能であった。そのため、この残金123,732円については、不正に詐取された補助金の額から減額することができなかつたものであり、結果として、職員に賠償を命じるに当たり考慮すべきであるとした考え方、いわゆる信義則による賠償請求の制限に含ましめるしかないとの結論に至ったことを付言する。

5 賠償額の算出について

監査対象職員は23人であり、そのうちの17人に対して、町に対する損害賠償責任があると判断した。賠償額の算出に当たり控除すべき反対給付は存しないことから、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）第2条第1項の規定により、前記3及び前記4から算出された金額の1円未満の端数を切り捨てた額をもって、職員に賠償を求める額とした。それぞれの職員に賠償を求める額は、以下に記載したとおりであり、その内訳は、別表として整理した。

なお、職員に対し賠償を命じるに当たっては、損害発生の時からの遅延利息について、必要に応じ、検討されるよう付言する。

(1) 副町長 A

平成28年度から平成31年度までの間、副町長として、当該補助金に係る支出負担行為及び支出命令の意思決定権者であったもので、補助機関である職員の事務

を監督する責務を負っていた。

当該補助金の支出負担行為である交付決定について、平成28年度から平成31年度までの4年度間、交付決定という重要な意思決定書類を決裁する際、これに添付された事業計画の中に、南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金交付要綱（以下「当該交付要綱」という。）の規定に反する他団体への補助金や負担金、予備費等への補助金の充当が記載されていたことなど、地方自治法、財務規則、補助金等交付規則及び当該交付要綱（以下「関係法令」という。）の規定に反する内容が含まれていたにもかかわらず、これを看過した。さらに、交付決定伺の期日がいずれも年度末が差し迫った2月又は3月であり、年度内の補助事業完了が困難と一見して分かっていたにもかかわらず、担当課長等への確認を怠った。適正に担当課の事務を監督していれば、当該補助事業の適正性が疑われ、不正な流用を防ぐことができた蓋然性が高い。

また、当該補助金に係る平成29年度分の概算払に係る支出命令の意思決定の期日が平成30年4月5日となっている。これは、既に事業実施年度を超えた意思決定であり、違法であると言わざるを得ない。この違法な支出命令伺を看過し、支出負担行為と同様、当該補助金を所管する担当課長等に対する確認等を行うことなく決裁を行っていた。支出命令についても、適正に担当課の事務を監督していれば、適法ではない支出命令を行うことはなかったと考えられる。

以上の支出負担行為と支出命令に関する事実は、当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失と判断するしかない。結果として、町に損害が生じていることから、地方自治法第243条の2の2第1項の規定により、その損害を賠償すべき責任があると認められる。その賠償額は、平成29年度分から平成31年度分までの合計額として金124,808円とすることが相当である。

なお、このほか、既に消滅時効を迎えていた平成28年度分の賠償額については、仮に消滅時効を迎えていなかった場合は金37,820円とすることが相当であったことを付言する。

（2）会計管理者 B

平成23年度から平成26年度までの間、会計管理者の職にあり、当該補助金に係る支出の意思決定権者であったもので、会計事務の適正な執行を確保するため、職務上独立した権限を有する会計機関において、その会計事務をつかさどるとともに、会計管理者の事務を補助させるため置かれた出納員に対し、適正な指揮監督を行う責務を負っていた。

会計管理者　Bは、平成22年度分の当該補助金に関し、財務会計システムのバックアップデータに残っていた支出命令伝票のいわゆる復旧データのみをもって改めて作成された不適法な支出命令伝票を是とし、必要な書類が添付されていなかったにもかかわらず、既に事業実施年度を超えた5月に概算払の支出を行った。また、支出と同日付で起票された精算伝票に任意に添付したと思われる書類には、一見して不適正な内容が記載されていたが、これを看過し、不適当な精算を了とした。

以上の事実は、東日本大震災の発生からそれほど時間が経過していない町の混乱のただ中において発生したものであり、会計管理者　Bに賠償を求める額を決定するに当たっては、当時の状況が、平常時の対応を求めることが非常に困難であったことも勘案する必要がある。本件不正流用事案の発生との因果関係において、この支出時における法令に則した確認を怠った事実は重大な過失であると判断するものの、当時の会計管理者に賠償責任があるとまで認めることは、適当ではないと判断するものである。

(3) 会計管理者　C

平成29年度から平成31年度までの間、会計管理者の職にあり、当該補助金に係る支出の意思決定権者であったもので、会計事務の適正な執行を確保するため、職務上独立した権限を有する会計機関において、その会計事務をつかさどるとともに、会計管理者の事務を補助させるため置かれた出納員に対し、適正な指揮監督を行う責務を負っていた。

会計管理者は、地方自治法第243条の2の2第1項第2号の「支出命令の確認」及び同項第3号の「支出又は支払」に関し、いかに町長が定めた決裁権者の決定印があろうとも、法令又は予算に違反した支出命令については支出できることになっている。しかしながら、会計管理者　Cは、繰越事業ではない平成29年度分に係る当該補助金の概算払の支出に関して、支出命令日が事業実施年度を超えた違法な支出命令であったにもかかわらず、適法性の確認や部下職員等に対する適正な指揮監督を行うこともなく、これを看過し、適法ではない支出を行った。

以上の事実には、当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと判断するしかない。結果として、町に損害が生じていることから、地方自治法第243条の2の2第1項の規定により、その損害を賠償すべき責任があると認められる。その賠償額は、金31,330円とすることが相当である。

(4) 産業振興課長 D

平成23年度から平成25年度までの間、産業振興課の課長の職にあり、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する立場にあったもので、当該補助金の交付決定に関して権限を有する町長及び支出命令に関して権限を有する副町長を直接補助するとともに、職員を的確に指揮監督し、その適正な執行を確保する責務を負っていた。

課長 Dは、当該補助金の支出負担行為である交付決定について、交付決定という重要な意思決定書類を審査する際に、これに添付された事業計画書が、事業の具体性が全く分からぬ内容であった上、事業計画の中に当該交付要綱の規定に反する他団体への補助金や負担金、予備費等への補助金の充当が記載されていたことなど、関係法令に反する内容が記載されていたにもかかわらず、これを看過した。

支出命令においては、交付決定伺の期日がいずれも年度末が差し迫った3月であり、年度内の補助事業完了が困難と一見して分かっていたにもかかわらず、部下職員に疑義を呈する等の確認を怠った。参事及び係長に対し、適時に適切かつ必要な指示を行い、所属職員を適正に監督していれば、当該補助事業の適正性が疑われ、不正な流用を防ぐことができた蓋然性が高い。

さらに、課長 Dは当該協議会の会長の職にあり、当該協議会の定期総会を開催すべき立場にあったにもかかわらず、これを開催しなかった。監査の結果、定期総会を開催することが不可能であった旨の合理的な理由は見つけられない。

以上の支出負担行為と支出命令に関する事実及び定期総会を開催しなかった事実には、当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと判断するしかない。結果として、町に損害が生じていることから、その損害を賠償すべき責任があると認められる。

その賠償額は、民法第709条の規定により、平成23年度分から平成25年度分までの合計額として金156,470円とすることが相当である。

なお、このほか、既に消滅時効を迎えた地方自治法第243条の2の2第1項の規定による平成23年度分から平成25年度分までの賠償額については、仮に消滅時効を迎えていなかった場合は金90,851円とすることが相当であったことを付言する。また、課長 Dは、平成22年度分の当該補助金の精算において、平成23年5月に、事実確認が不可能な事項について、推測に基づいた不適正な書類が添付された調書を看過し、意思決定権者として決裁を行ったことにつ

いて、重大な過失があったと認められるものの、前記（2）会計管理者と同様の理由から、平成22年度分については、賠償責任があるとまで認めるることは、適当ではないと判断するものである。

（5） 産業振興課参事（農林行政担当） E

平成23年度（平成24年1月）から平成25年度までの間、産業振興課の参事の職にあり、支出負担行為及び支出命令の権限に属する事務を直接補助するとともに、農林行政全般について総括整理する立場にあった。

参事 Eは、産業振興課において、課長相当職として農林行政全般の事務を実質的に管理していたが、当該補助金の支出負担行為である交付決定について、交付決定という重要な意思決定書類を審査する際、これに添付された事業計画書の内容が、事業の具体性が全く分からぬ内容であった上に、事業計画の中に当該交付要綱の規定に反する他団体への補助金や負担金、予備費等への補助金の充当が記載されていたことなど、関係法令に反する内容が記載されていたにもかかわらず、これを看過した。

また、支出命令においては、交付決定の期日がいずれも年度末が差し迫った3月であり、年度内の補助事業完了が困難と一見して分かっていたにもかかわらず、部下職員に疑義を呈する等の確認を怠った。係長に対する適時・適切かつ必要な指示を行うなど、所属職員を適正に監督していれば、当該補助事業の適正性が疑われ、不正な流用を防ぐことができた蓋然性が高い。

さらに、参事 Eは、当該協議会の事務を主体的につかさどり、当該協議会の定期総会を開催すべき立場にあったにもかかわらず、これを開催しなかった。監査の結果、定期総会を開催することが不可能であった旨の合理的な理由は見つけられない。

産業振興課長 E

平成26年度から平成28年度までの間は、産業振興課の課長として課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する立場にあった。当該補助金の交付決定に関して権限を有する町長及び支出命令に関して権限を有する副町長を直接補助するとともに、職員を的確に指揮監督し、その適正な執行を確保する責務を負っていた。

課長 Eは、当該補助金の支出負担行為である交付決定について、交付決定という重要な意思決定書類を審査する際、これに添付された事業計画の中に当該交付要綱の規定に反する他団体への補助金や負担金、予備費等への補助金の充当が

記載されていたことなど、関係法令に反する内容が記載されていたにもかかわらず、これを看過した。

支出命令においては、平成26年度分は概算払の請求日が平成27年3月13日であり、事業計画からして、当該補助事業がこの時期にはほぼ終了していることが容易に想像されたわけであるが、そのことについて調査等をするよう部下に指示等が必要であったにもかかわらず、これを怠った。また、補助金等交付規則第15条第3項に規定する概算払の請求書に関し、その請求理由が記載されていなかったにもかかわらず、漫然とこれを受け付け、支出命令権者に回付し、決裁させた。平成27年度分については、概算払は行われてはいないものの、額の確定手続において、交付決定時に看過された補助対象外の経費が是正されるでもなく、また、実績報告書の参考資料として添付されていた書類の矛盾点を指摘した資料や当該書類の真正性を裏付ける資料もないままに審査済印が押されている。又、実績報告書の受付日及び補助金の額の確定の起案日・意思決定日については、日付を遡及したものであると疑わざるを得ない。こうした不適正な事務が行われていたにもかかわらず、具体的な対策等を部下職員に命じることもなく、これを是としていた。平成28年度分は、交付決定の期日が年度末も差し迫った3月であり、年度内の補助事業完了が困難と一見して分かっていたにもかかわらず、部下職員への確認を怠った。

課長の職責として、参事及び係長に対し、適時に適切かつ必要な指示を行い、所属職員を適正に監督していれば、当該補助事業の適正性が疑われ、不正な流用を防ぐことができた蓋然性が高い。

このほか、課長Eは、平成29年1月31日に開催された臨時総会において規約が改正されるまでの間、当該協議会の会長の職にあった。また、当該協議会の規約が改正された後も事務局長の立場にあったが、当該協議会の定期総会を開催することは、結局、なかった。

以上の支出負担行為と支出命令に関する事実及び定期総会を開催しなかった事実には、当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと判断するしかない。結果として、町に損害が生じていることから、その損害を賠償すべき責任があると認められる。

その賠償額は、民法第709条の規定により、平成23年度分から平成28年度分までの合計額として金308,578円とすることが相当である。

なお、このほか、既に消滅時効を迎えた地方自治法第243条の2第1項の規定による平成23年度分から平成28年度分までの賠償額については、仮に

消滅時効を迎えていなかった場合は金227,619円とすることが相当であったことを付言する。

(6) 農林水産課長 F

平成29年度において、農林水産課の課長の職にあり、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する立場にあったもので、当該補助金の交付決定に関する権限及び支出命令に関する権限を有する副町長を直接補助するとともに、職員を的確に指揮監督し、その適正な執行を確保する責務を負っていた。

課長 Fは、当該補助金の支出負担行為である交付決定について、交付決定という重要な意思決定書類を審査する際、これに添付された事業計画書の内容が、事業の具体性が全く分からぬ内容であった上に、事業計画の中に当該交付要綱の規定に反する他団体への補助金や負担金、予備費等への補助金の充当が記載されていたことなど、関係法令に反する内容が記載されていたにもかかわらず、部下職員への確認を怠るなど、これを看過した。

支出命令においては、交付決定伺が、年度末も差し迫った2月末に起案されている。一見して年度内の補助事業完了が困難であると分かっていたにもかかわらず、部下職員に対する事業内容の具体的な調査等の指示を怠った。この怠る事実は、当該補助事業の実態の把握がなされることなく、繰越の手続等の有無の確認も行われないままに、不適正な概算払請求書を年度末に受理し、結果として、違法と言わざるを得ない事業実施年度を超えた支出命令が決定されるという事態を招くことに繋がったものと判断する。課長が係長に対し、適時に適切かつ必要な指示を行い、所属職員を適正に監督していれば、当該補助事業の適正性が疑われ、不正な流用を防ぐことができた蓋然性が高い。

さらに、課長 Fは当該協議会の事務局長の職にあり、当該協議会の定期総会を開催すべき立場にあったにもかかわらず、これを開催しなかった。監査の結果、定期総会を開催することが不可能であった旨の合理的な理由は見つけられない。

以上の支出負担行為と支出命令に関する事実及び定期総会を開催しなかった事実には、当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと判断するしかない。結果として、町に損害が生じていることから、地方自治法第243条の2の2第1項及び民法第709条の規定により、その損害を賠償すべき責任があると認められる。

その賠償額は、平成29年度分の合計額として金125,211円とすることが相当である。

(7) 農林水産課長 G

平成30年度及び平成31年度において、農林水産課の課長の職にあり、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する立場にあったもので、当該補助金の交付決定に関する権限及び支出命令に関する権限を有する副町長を直接補助とともに、職員を的確に指揮監督し、その適正な執行を確保する責務を負っていた。

課長 Gは、当該補助金の支出負担行為である交付決定について、交付決定という重要な意思決定書類を審査する際、これに添付された事業計画書の内容が、事業の具体性が全く分からぬ内容であった上に、事業計画の中に当該交付要綱の規定に反する他団体への補助金や負担金、予備費等への補助金の充当が記載されていたことなど、関係法令に反する内容が記載されていたにもかかわらず、部下職員への確認を怠るなど、これを看過した。

支出命令においては、交付決定伺の期日が年度末も差し迫った2月であり、年度内の補助事業完了が困難であると一見して分かっていたにもかかわらず、部下職員に疑義を呈する等の確認を怠った。また、概算払の請求も2月に行われ、事業計画からして、当該補助事業がこの時期にはほぼ終了していることが容易に想像されたわけであるが、そのことについて調査等をするよう部下に指示等が必要であったにもかかわらず、これも怠った。さらに、補助金等交付規則第15条第3項に規定する概算払の請求書に関し、その請求理由が記載されていなかったにもかかわらず、漫然とこれを受け付け、支出命令権者に回付し、決裁させた。

課長が、係長及び係員に対し、適時に適切かつ必要な指示を行い、所属職員を適正に監督していれば、当該補助事業の適正性が疑われ、不正な流用を防ぐことができた蓋然性が高い。また、課長 Gは当該協議会の事務局長の職にあり、当該協議会の定期総会を開催すべき立場にあったにもかかわらず、これを開催しなかった。監査の結果、定期総会を開催することが不可能であった旨の合理的な理由は見つけられない。

以上の支出負担行為と支出命令に関する事実及び定期総会を開催しなかった事実には、当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと判断するしかない。結果として、町に損害が生じていることから、地方自治法第243条の2の2第1項及び民法第709条の規定により、その損害を賠償すべき責任があると認められる。

その賠償額は、平成30年度分及び平成31年度分の合計額として金302,991円とすることが相当である。

(8) 産業振興課参事（農林行政担当） H

平成23年度（平成23年12月まで）において、産業振興課の参事の職にあり、支出負担行為及び支出命令の権限を有する上司を直接補助するとともに、農林行政全般について総括整理する立場にあった。

参事 Hは、産業振興課において、課長相当職として農林行政全般の事務を実質的に管理していたが、当該補助金の交付の前提となる「南三陸町農山村地域活性化推進対策事業実施要領（以下「当該実施要領」という。）」に基づく事業実施計画書が提出されておらず、町がこれを承認するという手続がなされていなかつたにもかかわらず、これを看過し、部下職員への確認、指示を怠った。部下職員に対する指揮監督が適時・適切に実施されていれば、関係法令に反する手續が行われることもなく、当該補助事業の適正性が疑われ、不正な流用を防ぐことができた蓋然性が高い。

また、参事 Hは、当該協議会の事務を主体的につかさどり、当該協議会の定期総会を開催すべき立場にあったにもかかわらず、書面その他の方法によることもなく、これを開催しなかった。

これら平成23年度分の支出負担行為に関する事実及び定期総会を開催しなかった事実には、当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと判断するしかない。しかしながら、この事実は、東日本大震災の発生から1年も時間が経過していない町の混乱のただ中において発生したものであり、参事 Hに賠償を求める額を決定するに当たっては、当時の状況が、平常時の対応を求めることが非常に困難であったことも勘案する必要がある。本件不正流用事案の発生との因果関係において、この看過された事実、法令に則した確認を怠った事実は重大な過失であると判断するものの、当時の参事に賠償責任があるとまで認めることは、適当ではないと判断するものである。

また、参事 Hは、平成22年度分の当該補助金の精算において、平成23年5月に、事実確認が不可能な事項について、推測に基づいた不適正な書類が添付された調書を看過し、これを了とし、伝票を上司に回付し、決裁をさせたことについて重大な過失があったと認められるものの、前記（2）会計管理者と同様の理由から、平成22年度分についても、賠償責任があるとまで認めることは、適当ではないと判断するものである。

(9) 産業振興課参事（農林行政担当） I

平成26年度において、産業振興課の参事の職にあり、支出負担行為及び支出命令の権限を有する上司を直接補助するとともに、農林行政全般について総括整理する立場にあった。

参事Iは、産業振興課において、課長相当職として農林行政全般の事務を実質的に管理していたが、当該補助金の支出負担行為である交付決定について、交付決定という重要な意思決定書類を審査する際、これに添付された事業計画書の内容が、事業の具体性が全く分からぬ内容であった上に、事業計画の中に当該交付要綱の規定に反する他団体への補助金や負担金、予備費等への補助金の充当が記載されていたことなど、関係法令に反する内容が記載されていたにもかかわらず、これを看過した。

また、支出命令においては、概算払の請求書が平成27年3月に提出されている。事業の趣旨からして、当該補助事業がこの時期にはほぼ終了していることが容易に想像されたにもかかわらず、そのことについて調査をするように部下職員に対して指示等をし、請求の適正性を確認した上で、上司に回付する必要があったが、これを怠った。また、補助金等交付規則第15条第3項に規定する概算払の請求書に関し、その請求理由が記載されていなかったにもかかわらず、漫然とこれを看過し、上司に回付し、決裁させた。

係長に対し、適時に適切かつ必要な指示を行うなど、所属職員を適正に監督していくれば、当該補助事業の適正性が疑われ、不正な流用を防ぐことができた蓋然性が高い。

さらに、参事Iは、当該協議会の事務を主体的につかさどり、当該協議会の定期総会を開催すべき立場にあったにもかかわらず、これを開催しなかった。監査の結果、定期総会を開催することが不可能であった旨の合理的な理由は見つけられない。

以上の支出負担行為と支出命令に関する事実及び定期総会を開催しなかった事実には、当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと判断するしかない。結果として、町に損害が生じていることから、その損害を賠償すべき責任があると認められる。

その賠償額は、民法第709条の規定により、金40,607円とすることが相当である。

なお、このほか、既に消滅時効を迎えた地方自治法第243条の2第1項の規定による賠償額については、仮に消滅時効を迎えていなかった場合は金55,022円とすることが相当であったことを付言する。

(10) 産業振興課参事（農林行政担当） J

平成27年度及び平成28年度において、産業振興課の参事の職にあり、支出負担行為及び支出命令の権限を有する上司を直接補助するとともに、農林行政全般について総括整理する立場にあった。

参事 Jは、産業振興課において、課長相当職として農林行政全般の事務を実質的に管理していたが、当該補助金の支出負担行為である交付決定について、交付決定という重要な意思決定書類を審査する際、これに添付された事業計画書の内容が、事業の具体性が全く分からず、事業計画の中に当該交付要綱の規定に反する他団体への補助金や負担金、予備費等への補助金の充当が記載されていたことなど、関係法令に反する内容が記載されていたにもかかわらず、これを看過した。

また、支出命令に当たり、参事 Jは、平成27年度分について、9月に受理した交付申請の処理において、2か月という不可解な日数を要した後の11月に起案された交付決定伺などからしても、年度内の補助事業の完了が困難であると一見して分かっていたにもかかわらず、部下職員に対し補助事業の実態の詳細について調査や報告を求める等の指示・確認を怠った。さらに、実績報告書が平成28年3月3日に收受され、同年3月30日に額の確定の起案がなされている。監査の結果、実際には、この実績報告書は、書類に記載された提出日よりも後の翌年度になってから提出されたものではないかとの疑念が生じた。また、その後の手続である「補助金の額の確定」の起案及び意思決定についても、翌年度になってからこれが行われたものであると理解しなければ合点がいかないといった事務処理が行われていた。つまり、実績報告書の受付日及び補助金の額の確定の起案日・意思決定日については、日付を遡及したものであると考えられる。この実績報告に基づく額の確定手続において、交付決定時に看過された事項について、何らの是正もされていないなどの杜撰な事務が随所に存在しており、著しく適正性を欠いた事務処理が行われていたものであると認められるが、これも看過した。

平成28年度分の支出命令に関しても、参事 Jは、交付決定伺の期日が年度末も差し迫った3月であり、年度内の補助事業完了が困難であると一見して分かっていたにもかかわらず、部下職員に対し補助事業の実態の詳細について調査や報告を求める等の指示と確認を怠った。交付決定通知の翌日付で提出された概算払の請求書についても、事業の趣旨からして、当該補助事業がこの時期にはほぼ終了していることが容易に想像されたにもかかわらず、そのことについて調査を

するように部下職員に対して指示等をする必要があったが、これも怠った。また、補助金等交付規則第15条第3項に規定する概算払の請求書に関し、その請求理由が記載されていなかったにもかかわらず、これを是として、手続を進めさせた。

加えて、参事 Jは、当該協議会の事務を主体的につかさどり、当該協議会の定期総会を開催すべき立場にあったにもかかわらず、これを開催しなかった。監査の結果、定期総会を開催することが不可能であった旨の合理的な理由は見つけられない。

以上の支出負担行為と支出命令に関する事実及び定期総会を開催しなかった事実には、当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと判断するしかない。結果として、町に損害が生じていることから、その損害を賠償すべき責任があると認められる。

その賠償額は、民法第709条の規定により、金82,445円とすることが相当である。

なお、このほか、既に消滅時効を迎えた地方自治法第243条の2の2第1項の規定による賠償額については、仮に消滅時効を迎えていなかった場合は金107,175円とすることが相当であったことを付言する。

(11) 産業振興課長補佐兼農林業振興係長 K

平成23年度（平成23年12月まで）において、産業振興課の課長補佐兼農林業振興係長として、課の事務を掌理し、課長を補佐する職にあり、また、係長として係を統括し、係員を指揮監督する立場にあったもので、当該補助金に関しても、係員を的確に直接指揮監督し、その適正な執行を確保する責務を負っていた。

課長補佐兼係長 Kは、当該補助金の交付の前提となる当該実施要領に基づく事業実施計画書が提出されておらず、町がこれを承認するという手続がなされていなかったにもかかわらず、これを看過し、部下職員への確認、指示を怠った。部下職員に対する指揮監督が適時・適切に実施されていれば、関係法令に反する手続が行われることもなく、当該補助事業の適正性が疑われ、不正な流用を防ぐことができた蓋然性が高い。

また、課長補佐兼係長 Kは、当該協議会の事務を主体的につかさどり、当該協議会の定期総会を開催すべき立場にあったにもかかわらず、書面その他の方法によることもなく、これを開催しなかった。

これらの平成23年度の支出負担行為に関する事実及び定期総会を開催しな

かった事実には、当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと判断するしかない。しかしながら、この事実は、東日本大震災の発生から 1 年も時間が経過していない町の混乱のただ中において発生したものであり、課長補佐兼係長 K に賠償を求める額を決定するに当たっては、当時の状況が、平常時の対応を求めることが非常に困難であったことも勘案する必要がある。本件不正流用事案の発生との因果関係において、この看過された事実、法令に則した確認を怠った事実は重大な過失であると判断するものの、当時の課長補佐兼係長に賠償責任があるとまで認めることは、適当ではないと判断するものである。

また、課長補佐兼係長 K は、平成 22 年度分の当該補助金の精算において、平成 23 年 5 月に、事実確認が不可能な事項について、推測に基づいた不適正な書類を盲目的に審査し、これを添付した不適正な精算調書を上司に回付し、決裁をさせたことについて重大な過失があったと認められるものの、前記（2）会計管理者と同様の理由から、平成 22 年度分についても、賠償責任があるとまで認めることは、適当ではないと判断するものである。

（12） 農林水産課長補佐兼農林業振興係長 L

平成 31 年度において、農林水産課の課長補佐兼農林業振興係長として、課の事務を掌理し、課長を補佐する職にあり、また、係長として係を統括し、係員を指揮監督する立場にあったもので、当該補助金に関しても、係員を的確に直接指揮監督し、その適正な執行を確保する責務を負っていた。

課長補佐兼係長 L は、課の事務を掌理し、かつ、係の事務を処理する立場にあったにもかかわらず、漫然と前例を踏襲し、当該補助金の交付の前提となる当該実施要領に基づく事業実施計画書が令和 2 年 1 月末に提出されるまで、また、当該補助金の支出負担行為である交付決定についても、交付決定という重要な意思決定手続の基になる交付申請書類が 2 月に提出されるまで、予算に計上されていた当該補助金の申請が行われていないことを看過し、部下職員への必要な確認等の指示を怠った。部下職員に対する指揮監督が実施されなければ、あるいは、自らが行動に移せば、関係法令に反する手続が行われることもなく、当該補助事業の適正性が疑われ、不正な流用を防ぐことができた蓋然性が高い。

また、課長補佐兼係長 L は当該協議会の事務を主体的につかさどり、当該協議会の定期総会を開催すべき立場にあったにもかかわらず、これを開催しなかった。監査の結果、定期総会を開催することが不可能であった旨の合理的な理由

は見つけられない。

以上の支出負担行為に関する事実及び定期総会を開催しなかった事実には、当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと判断するしかない。結果として、町に損害が生じていることから、地方自治法第243条の2の2第1項及び民法第709条の規定により、その損害を賠償すべき責任があると認められる。

その賠償額は、平成31年度分の合計額として金111,155円とすることが相当である。

(13) 技術主幹兼農林業振興係長 M

平成23年度（平成24年1月）から平成26年度までの間、技術主幹兼農林業振興係長として係の事務を処理するとともに、係を統括し、係員を指揮監督する立場にあったもので、当該補助金に関しても、係員を的確に指揮監督し、その適正な執行を確保する責務を負っていた。

技術主幹兼係長 Mは、当該補助金の交付の前提となる当該実施要領に基づく事業実施計画書が提出されておらず、町がこの計画書の適否を審査し、その後、承認するという手続が行われていなかったにもかかわらず、これを看過した。そして、交付申請書を受理した際ににおいても、部下職員に対し、当然に必要となる指摘・指示を怠った。また、当該補助金の支出負担行為である交付決定について、交付決定という重要な意思決定書類を審査する際、これに添付された事業計画書の内容が、事業の具体性が全く分からず内容であった上に、事業計画の中に当該交付要綱の規定に反する他団体への補助金や負担金、予備費等への補助金の充当が記載されていたことなど、関係法令に反する内容が記載されていたにもかかわらず、部下職員への確認を怠るなど、これも看過した。

支出命令にあっては、平成23年度分から平成25年度分までは、交付決定の期日がいずれも年度末が差し迫った3月であり、年度内の補助事業完了が困難であると一見して分かっていたにもかかわらず、部下職員に対し補助事業の実態の詳細についての調査や報告を求める等の指示や確認を怠った。平成26年度分の概算払の請求書が平成27年3月13日に提出されている。事業の趣旨からして、当該補助事業がこの時期にはほぼ終了していることが容易に想像されたにもかかわらず、そのことについて調査をするよう部下職員に対して指示等をする必要があったが、これも怠った。また、補助金等交付規則第15条第3項に規定する概算払の請求書に関し、その請求理由が記載されていなかったにもかかわらず、

漫然とこれを受け付け、上司に回付し、決裁させた。

部下職員に対し、適時に適切かつ必要な指示を行うなど、係の事務を処理するという係長の職務を適切に遂行し、適正に監督していれば、当該補助事業の適正性が疑われ、不正な流用を防ぐことができた蓋然性が高い。

さらに、技術主幹兼係長 Mは、当該協議会の事務を主体的につかさどり、当該協議会の定期総会を開催すべき立場にあったにもかかわらず、これを開催しなかった。監査の結果、定期総会を開催することが不可能であった旨の合理的な理由は見つけられない。

以上の支出負担行為と支出命令に関する事実及び定期総会を開催しなかった事実には、当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと判断するしかない。結果として、町に損害が生じていることから、その損害を賠償すべき責任があると認められる。

その賠償額は、民法第709条の規定により、平成23年度分から平成26年度分までの合計額として金103,082円とすることが相当である。

なお、このほか、既に消滅時効を迎えた地方自治法第243条の2の2第1項の規定による平成23年度分から平成26年度分までの賠償額については、仮に消滅時効を迎えていなかった場合は金137,757円とすることが相当であったことを付言する。

(14) 主幹兼農林業振興係長 N

平成27年度において、主幹兼農林業振興係長として係の事務を処理とともに、係を統括し、係員を指揮監督する立場にあったもので、当該補助金に関しても、係員を的確に指揮監督し、その適正な執行を確保する責務を負っていた。

主幹兼係長 Nは、当該補助金の支出負担行為である交付決定について、交付決定という重要な意思決定書類を審査する際に、これに添付された事業計画書の内容が、事業の具体性が全く分からぬ内容であった上に、事業計画の中に当該交付要綱の規定に反する他団体への補助金や負担金、予備費等への補助金の充当が記載されていたことなど、関係法令に反する内容が記載されていたにもかかわらず、当該実施要領や当該交付要綱の規定に則しているのかといった確認を怠り、事業実施主体への必要十分な確認・調査についても、部下職員に対し指示する必要があったが、これも怠り、又、看過した。

また、支出命令にあっては、9月に受理した交付申請書が交付決定の手続に付されたのが11月となっている。何とも不可解な日数を要している。また、主幹

兼係長 Nは、年度内の補助事業完了が困難であると一見して分かっていたにもかかわらず、部下職員に対し補助事業の実態の詳細について調査や報告を求める等の指示と確認を怠った。さらに、平成27年度分の当該補助金の実績報告書の受付日及び補助金の額の確定の起案日・意思決定日については、日付を遡したものであると疑わざるを得ない。また、この実績報告に基づく額の確定手続においては、交付決定時に看過された事項について、何らの是正もされていないなどの杜撰な事務もあり、著しく適正性を欠いた事務処理が行われていた。主幹兼係長 Nは、当該補助金の交付決定後から平成27年度の末日までの間、補助事業が適正に実施されているかどうかについて、部下職員に対し調査をするよう指示等を行う必要があったが、これを怠った。部下職員に対し、適時に適切かつ必要な指示を行うなど、係の事務を処理するという係長の職務を適切に遂行し、適正に監督していれば、当該補助事業の適正性が疑われ、不正な流用を防ぐことができた蓋然性が高い。

さらに、主幹兼係長 Nは、当該協議会の事務を主体的につかさどり、当該協議会の定期総会を開催すべき立場にあったにもかかわらず、これを開催しなかった。監査の結果、定期総会を開催することが不可能であった旨の合理的な理由は見つけられない。

以上の支出負担行為と支出命令に関する事実及び定期総会を開催しなかった事実には、当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと判断するしかない。結果として、町に損害が生じていることから、その損害を賠償すべき責任があると認められる。

その賠償額は、民法第709条の規定により、金39,222円とすることが相当である。

なお、このほか、既に消滅時効を迎えた地方自治法第243条の2の2第1項の規定による賠償額については、仮に消滅時効を迎えていなかった場合は金48,635円とすることが相当であったことを付言する。

(15) 農林業振興係長 O

平成28年度に、農林業振興係長として係の事務を処理するとともに、係を統括し、係員を指揮監督する立場にあったもので、当該補助金に関しても、係員を的確に指揮監督し、その適正な執行を確保する責務を負っていた。

係長 Oは、当該補助金の支出負担行為である交付決定について、交付決定という重要な意思決定書類を審査する際に、これに添付された事業計画書の内容が、

事業の具体性が全く分からぬ内容であった上に、事業計画の中に当該交付要綱の規定に反する他団体への補助金や負担金、予備費等への補助金の充当が記載されていたことなど、関係法令に反する内容が記載されていたにもかかわらず、当該実施要領や当該交付要綱の規定に則しているのかといった確認を怠り、事業実施主体への必要十分な確認・調査の実施についても、部下職員に対し指示する必要があったが、これも怠るなど、杜撰な事務を看過した。

また、係長 Oは、支出命令において、交付決定伺の期日が年度末も差し迫った3月であり、年度内の補助事業完了が困難であると一見して分かっていたにもかかわらず、部下職員に対し補助事業の実態の詳細について調査や報告を求める等の指示と確認を怠った。概算払の請求書についても3月に提出されており、事業の趣旨からして、当該補助事業がこの時期にはほぼ終了していることが容易に想像されたにもかかわらず、そのことについて調査をするように部下職員に対して指示等をする必要があったが、これも怠った。さらに、補助金等交付規則第15条第3項に規定する概算払の請求書に関し、その請求理由が記載されていなかったにもかかわらず、漫然とこれを受け付け、上司に回付し、決裁させた。

加えて、係長 Oは、当該協議会の事務を主体的につかさどり、当該協議会の定期総会を開催すべき立場にあったにもかかわらず、これを開催しなかった。監査の結果、定期総会を開催することが不可能であった旨の合理的な理由は見つけられない。

主幹兼農林業振興係長 O

平成29年度においては、主幹兼農林業振興係長として係の事務を処理とともに、係を統括し、係員を指揮監督する立場にあったもので、当該補助金に関しても、係員を的確に指揮監督し、その適正な執行を確保する責務を負っていた。

主幹兼係長 Oは、平成29年度分についても平成28年度分と同様に、当該補助金の支出負担行為及び支出命令に係る事務のほか、当該協議会の事業計画・収支決算・収支予算の審議を行う定期総会の開催に関し、自ら行動に移すことや部下職員に対し当然に必要となる指摘や指示を怠るなど、不適正な事務を看過した。加えて、支出命令においては、当該補助金に係る概算払の支出命令の意思決定の日が平成30年4月5日となっている。これは、繰越の手続がなされていない以上、事業実施年度を超えた意思決定であり、違法であると言わざるを得ない。主幹兼係長 Oは、平成29年度の末日まで、このことに関しても部下職員に対し確認をするように指示等を行う必要があったが、これを怠った。部下職員に対し、適時・適切かつ必要な指示を行うなど、係の事務を処理するという係長の職

務を適切に遂行し、適正に監督していれば、当該補助事業の適正性が疑われ、不正な流用を防ぐことができた蓋然性が高い。

以上の支出負担行為と支出命令に関する事実及び定期総会を開催しなかった事実には、当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと判断するしかない。結果として、町に損害が生じていることから、地方自治法第243条の2の2第1項及び民法第709条の規定により、その損害を賠償すべき責任があると認められる。

その賠償額は、平成28年度分及び平成29年度分の合計額として金153,531円とすることが相当である。

なお、このほか、既に消滅時効を迎えた平成28年度分の地方自治法第243条の2の2第1項の規定による賠償額については、仮に消滅時効を迎えていなかった場合は金48,626円とすることが相当であったことを付言する。

(16) 主幹兼農林業振興係長 P

平成30年度において、主幹兼農林業振興係長として係の事務を処理するとともに、係を統括し、係員を指揮監督する立場にあったもので、当該補助金に関しても、係員を的確に指揮監督し、その適正な執行を確保する責務を負っていた。

主幹兼係長 Pは、当該補助金の支出負担行為である交付決定について、交付決定という重要な意思決定書類を審査する際に、これに添付された事業計画書の内容が、事業の具体性が全く分からぬ内容であった上に、事業計画の中に当該交付要綱の規定に反する他団体への補助金や負担金、予備費等への補助金の充当が記載されていたことなど、関係法令に反する内容が記載されていたにもかかわらず、当該実施要領や当該交付要綱の規定に則しているのかといった確認を怠り、事業実施主体への必要十分な確認・調査の実施についても、部下職員に対し指示する必要があったが、これも怠るなど、杜撰な事務を看過した。

また、主幹兼係長 Pは、支出命令において、交付決定伺の期日が年度末も差し迫った3月であり、年度内の補助事業完了が困難であると一見して分かっていたにもかかわらず、部下職員に対し補助事業の実態の詳細について調査や報告を求める等の指示と確認を怠った。概算払の請求書についても3月に提出されており、事業の趣旨からして、当該補助事業がこの時期にはほぼ終了していることが容易に想像されたにもかかわらず、そのことについて調査をするように部下職員に対して指示等をする必要があったが、これも怠った。さらに、補助金等交付規則第15条第3項に規定する概算払の請求書に関し、その請求理由が記載されて

いなかつたにもかかわらず、漫然とこれを受け付け、上司に回付し、決裁させた。

加えて、主幹兼係長 Pは、当該協議会の事務を主体的につかさどり、当該協議会の定期総会を開催すべき立場にあったにもかかわらず、これを開催しなかつた。監査の結果、定期総会を開催することが不可能であった旨の合理的な理由は見つけられない。

以上の支出負担行為と支出命令に関する事実及び定期総会を開催しなかつた事実には、当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと判断するしかない。結果として、町に損害が生じていることから、地方自治法第243条の2の2第1項及び民法第709条の規定により、その損害を賠償すべき責任があると認められる。

その賠償額は、平成30年度分の合計額として金135,494円とすることが相当である。

(17) 主幹兼出納係長 Q

平成28年度から平成31年度までの間、出納室の出納係長の職にあり、支出の意思決定権者である会計管理者の事務を補助するとともに、係を統括し、係員を指揮監督する立場にあったもので、当該補助金の支出事務においても、出納室の係員を的確に指揮監督し、その適正な執行を確保する責務を負っていた。

出納室の係長は、会計管理者を補助する立場にあって、地方自治法第243条の2の2第1項第2号の「支出命令の確認」及び同項第3号の「支出又は支払」に関し、いかに町長が定めた決裁権者の決定印があろうとも、法令又は予算に違反した支出命令については支出できないことになっている。しかしながら、主幹兼係長 Qは、繰越事業ではない平成29年度分に係る当該補助金の概算払の支出に関して、支出命令日が事業実施年度を超えた違法な支出命令であったにもかかわらず、適法性の確認や出納室の係員に対する適切な指揮監督を行うこともなく、これを看過し、適法ではない支出命令を是とし、上司に回付し、決裁をさせ、支出させた。

以上の事実には、当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと判断するしかない。結果として、町に損害が生じていることから、地方自治法第243条の2の2第1項の規定により、その損害を賠償すべき責任があると認められる。その賠償額は、金28,719円とすることが相当である。

(18) 主幹兼出納係長 R

平成23年度から平成27年度までの間、出納室の出納係長の職にあり、支出の意思決定権者である会計管理者の事務を補助するとともに、係を統括し、係員を指揮監督する立場にあったもので、当該補助金の支出事務においても、出納室の係員を的確に指揮監督し、その適正な執行を確保する責務を負っていた。

出納室の係長は、会計管理者を補助する立場にあって、地方自治法第243条の2の2第1項第2号の「支出命令の確認」及び同項第3号の「支出又は支払」に関し、いかに町長が定めた決裁権者の決定印があろうとも、法令又は予算に違反した支出命令については支出できないことになっている。しかしながら、主幹兼係長 Rは、平成22年度分の当該補助金に関し、財務会計システムのバックアップデータに残っていた支出命令伝票のいわゆる復旧データをもって改めて作成された不適法な支出命令伝票を是とし、必要な書類が添付されていなかつたにもかかわらず、当該伝票を会計管理者に回付し、決裁させ、結果として、既に事業実施年度を超えた5月に概算払の支出が行われた。また、支出と同日付で起票された精算伝票に添付されていた法令の規定に反する書類には、一見して不適正な内容が記載されていたにもかかわらず、これを看過し、不適正な精算を了とし、会計管理者に決裁させた。

以上の事実は、東日本大震災の発生からそれほど時間が経過していない町の混乱のただ中において発生したものであり、主幹兼係長 Rに賠償を求める額を決定するに当たっては、当時の状況が、平常時の事務を適正に行うこと求めることが非常に困難であったことも勘案する必要がある。本件不正流用事案の発生との因果関係において、この支出時における法令に則した確認を怠った事実は重大な過失であると判断するものの、当時の出納室の係長に賠償責任があるとまで認めるることは、適当ではないと判断するものである。

(19) 主幹（派遣職員） S

平成26年度及び平成27年度において、産業振興課の主幹の職にあり、農林業振興係の係員として、農林業の技術の普及及び指導奨励に関する事項等の企画及び立案に参画し、水稻病害虫防除の推進及び有害鳥獣駆除等の特定事項についての調査、並びにそれらの担当事務等を整理する職務を担い、係長相当職として、当該補助金の実務も担当していた。

当該補助金の実務担当者は、事業実施主体から提出された当該実施要領に基づく事業実施計画の内容について、当該実施要領に規定する実施手続や実施期間、

実施基準に照らして適正かどうかを審査した後、承認の可否に係る文書を起案する立場にあった。また、この承認の後になされた補助金交付申請についても、その内容を審査し、交付決定伺を起案する立場にあった。しかしながら、主幹 Sは、交付申請書に添付された事業計画書の内容が、事業の具体性が全く分からない内容であった上に、事業計画の中に当該交付要綱の規定に反する他団体への補助金や負担金、予備費等への補助金の充当が記載されていたことなど、関係法令に反する内容が記載されていたにもかかわらず、当該実施要領や当該交付要綱の規定に則しているのかといった確認を怠り、形式的な前例踏襲の事務を行い、事業実施主体への必要十分な確認・調査も怠った。

支出命令においても、平成26年度分は、概算払の請求書が平成27年3月13日に提出されている。当該補助事業の趣旨からして、この時期にはほぼ補助事業が終了していることが容易に想像されていたわけだが、そのことについて、実務担当者として実態の調査を行う必要があったにもかかわらず、これを怠った。また、補助金等交付規則第15条第3項に規定する概算払の請求書に関し、その請求理由が記載されていなかったにもかかわらず、漫然とこれを受け付け、上司に回付し、審査・決裁させた。

平成27年度分については、9月に受理した交付申請書が交付決定の手続に付されたのが11月となっている。何とも不可解な日数を要している。また、年度内の補助事業完了が困難であると一見して分かっていたにもかかわらず、詳細についての実態調査や交付申請者に説明を求める等の事務を怠った。さらに、実績報告書の受付日及び補助金の額の確定の起案日・意思決定日については、日付を遡及したものであると疑わざるを得ない。この実績報告に基づく額の確定手続においては、交付決定時に看過された事項について、何らの是正もされていないなどの杜撰な事務もあり、著しく適正性を欠いた事務処理が行われていた。主幹 Sは、当該補助金の交付決定後から平成27年度の末日までの間、事業が適正に実施されているかどうかについて、実務担当者として必要な確認や調査を行う立場にあったにもかかわらず、これを怠った。事業実施主体に対する書類の確認や実態調査を行っていれば、当該補助事業の適正性が疑われ、不正な流用を防ぐことができた蓋然性が高い。

また、主幹 Sは、当該協議会の事務を主体的につかさどり、当該協議会の定期総会を開催すべき立場にあったにもかかわらず、これを開催しなかった。監査の結果、定期総会を開催することが不可能であった旨の合理的な理由は見つけられない。

以上の支出負担行為及び支出命令に関し杜撰な事務があった事実及び定期総会を開催しなかった事実には、当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと判断するしかない。結果として、町に損害が生じていることから、その損害を賠償すべき責任があると認められる。

その賠償額は、民法第709条の規定により、平成26年度分及び平成27年度分の合計額として金39,914円とすることが相当である。なお、このほか、既に消滅時効を迎えた地方自治法第243条の2の2第1項の規定による平成26年度分及び平成27年度分の賠償額については、仮に消滅時効を迎えていなかった場合は金51,888円とすることが相当であったことを付言する。

(20) 主幹（派遣職員） T

平成30年度及び平成31年度において、農林水産課の主幹の職にあり、農林業振興係の係員として、農林業の技術の普及及び指導奨励に関する事項等の企画及び立案に参画し、水稻病害虫防除の推進及び有害鳥獣駆除等の特定事項についての調査、並びにそれらの担当事務等を整理する職務を担い、係長相当職として、当該補助金の実務も担当していた。

当該補助金の実務担当者は、事業実施主体から提出された当該実施要領に基づく事業実施計画の内容について、当該実施要領に規定する実施手続や実施期間、実施基準に照らして適正かどうかを審査した後、承認の可否に係る文書を起案する立場にあった。また、この承認の後になされた補助金交付申請についても、その内容を審査し、交付決定伺を起案する立場にあった。しかしながら、主幹 Tは、交付申請書に添付された事業計画書の内容が、事業の具体性が全く分からぬ内容であった上に、事業計画の中に当該交付要綱の規定に反する他団体への補助金や負担金、予備費等への補助金の充当が記載されていたことなど、関係法令に反する内容が記載されていたにもかかわらず、当該実施要領や当該交付要綱の規定に則しているのかといった確認を怠り、形式的な前例踏襲の事務を行い、事業実施主体への必要十分な確認・調査も怠った。

主幹 Tは、支出命令に関して、交付決定伺の期日と概算払請求書の提出日が、年度内の補助事業完了が困難であると一見して分かる年度末が差し迫った2月であったにもかかわらず、事業実施主体に対して、補助事業の詳細についての実態調査や報告を求める等の事務を怠った。また、補助金等交付規則第15条第3項に規定する概算払の請求書に関し、その請求理由が記載されていなかったにもかかわらず、漫然とこれを受け付け、上司に回付し、審査・決裁させた。当該補

助金に係る事業が適正に実施されているかどうかについて、実務担当者は、必要な確認や調査を行う立場であったにもかかわらず、これも怠った。事業実施主体に対する書類の確認や実態調査を行っていれば、当該補助事業の適正性が疑われ、不正な流用を防ぐことができた蓋然性が高い。

さらに、主幹 Tは、当該協議会の事務を主体的につかさどり、当該協議会の定期総会を開催すべき立場にあったにもかかわらず、これを開催しなかった。監査の結果、定期総会を開催することが不可能であった旨の合理的な理由は見つけられない。

以上の支出負担行為及び支出命令に関し杜撰な事務があった事実及び定期総会を開催しなかった事実には、当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと判断するしかない。結果として、町に損害が生じていることから、地方自治法第243条の2の2第1項及び民法第709条の規定により、その損害を賠償すべき責任があると認められる。

その賠償額は、平成30年度分及び平成31年度分の合計額として金142,036円とすることが相当である。

(21) 主幹（出納室） U

平成23年度から平成27年度までの間、出納室の主幹の職にあり、出納室の係員として支出の事務を担当しており、かつ係長相当職として、当該補助金の支出事務においても、その適正な執行を確保する責務を負っていた。

主幹 Uは、平成22年度分の当該補助金に関し、財務会計システムのバックアップデータに残っていた支出命令伝票のいわゆる復旧データのみをもって改めて作成された不適法な支出命令伝票を是とし、必要な書類が添付されていなかったにもかかわらず、これを看過し、上司に回付し、結果として、既に事業実施年度を超えた5月に概算払の支出が行われた。また、支出と同日付で起票された精算伝票に添付されていた法令の規定に反する書類には、一見して不適正な内容が記載されていたにもかかわらず、これを看過した。

以上の事実は、東日本大震災の発生からそれほど時間が経過していない町の混乱のただ中において発生したものであり、主幹 Uに賠償を求める額を決定するに当たっては、当時の状況が、平常時の対応を求めることが非常に困難であったことも勘案する必要がある。本件不正流用事案の発生との因果関係において、この支出時における法令に則した確認を怠った事実は重大な過失であると判断するものの、当時の出納室の担当者に賠償責任があるとまで認めることは、適当で

はないと判断するものである。

(22) 主事 V

平成21年度から平成23年度までの間、産業振興課の主事の職にあり、農林業振興係の係員として、農林業の技術の普及及び指導奨励並びに水稻病害虫防除の推進及び有害鳥獣駆除などの事務をつかさどる職務を担い、当該補助金の実務も担当していた。

当該補助金の実務担当者は、事業実施主体から提出された当該実施要領に基づく事業実施計画の内容について、当該実施要領に規定する実施手続や実施期間、実施基準に照らして適正かどうかを審査した後、承認の可否に係る文書を起案する立場にあった。しかしながら、主事 Vは、平成23年度分の補助金について、当該補助金の交付の前提となる当該実施要領に基づく事業実施計画書が提出されていないにもかかわらず、これを看過した。また、交付決定という重要な意思決定書類を起案する際も、実務担当者として、その前提となる補助金交付申請書に添付された事業計画書の内容が、事業の具体性が全く分からぬ内容であった上に、事業計画の中に当該交付要綱の規定に反する他団体への補助金や負担金、予備費等への補助金の充当が記載されていたことなど、関係法令に反する内容が記載されていたにもかかわらず、当該実施要領や当該交付要綱の確認を怠り、形骸化された事務手続を行い、事業実施主体への必要十分な確認・調査も怠った。

加えて、主事 Vは、平成23年度分の補助金の支出命令においても、年度内の補助事業完了が困難であると一見して分かっていたにもかかわらず、事業実施主体に対し、補助事業の詳細についての実態調査や報告を求める等の事務を怠った。また、当該協議会の事務を主体的につかさどり、当該協議会の定期総会を開催すべき立場にあったにもかかわらず、平成23年度の定期総会を開催しなかった。監査の結果、定期総会を開催することが不可能であった旨の合理的な理由は見つけられない。

主査 V

平成24年度及び平成25年度においては、産業振興課の主査の職にあり、農林業振興係の係員として、農林業の技術の普及及び指導奨励並びに水稻病害虫防除の推進及び有害鳥獣駆除などの特定事項についての調査研究に当たり、担当事務を整理する職務を担い、係長相当職として、当該補助金の実務を担当していた。主査 Vは、平成24年度分及び平成25年度分についても、平成23年度分と同様に、支出負担行為及び支出命令並びに定期総会の開催といった事務において、

実務担当者として前例踏襲の不適正な事務を行い、提出書類の具体的な内容の確認や事業実態の調査等を重ねる等の事務の適正化に向けた取組を怠った。実務担当者として、事業実施主体に対する書類の確認や補助事業の実態調査を行っていれば、当該補助事業の適正性が疑われ、不正な流用を防ぐことができた蓋然性が高い。

以上の支出負担行為及び支出命令に関する事実及び定期総会を開催しなかつた事実には、当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと判断するしかない。結果として、町に損害が生じていることから、その損害を賠償すべき責任があると認められる。その賠償額は、民法第709条の規定により、平成23年度分から平成25年度分の合計額として金96,620円とすることが相当である。

なお、このほか、既に消滅時効を迎えた地方自治法第243条の2の2第1項の規定による平成24年度分及び平成25年度分の賠償額については、仮に消滅時効を迎えていなかった場合は金71,528円とすることが相当であったことを付言する。

また、平成22年度分について、震災後の平成23年5月に行われた概算払の清算手続において、不適正な添付書類をもって精算手続を進めた事実を確認した。しかしながら、この不適正な事務手続は、東日本大震災の発生からそれほど時間が経過していない町の混乱のただ中において発生したものであり、主事Vに賠償を求める額を決定するに当たっては、当時の状況が、平常時の対応を求めることが非常に困難であったことも勘案する必要がある。本件不正流用事案の発生との因果関係において、この法令に反した清算手續が行われた事実については、重大な過失であると認められるものの、当時の担当者に賠償責任があるとまで認めることは、適当ではないと判断するものである。

(23) 主事（派遣職員） W

平成28年度及び平成29年度において、産業振興課（農林水産課）の主事の職にあり、農林業振興係の係員として、農林業の技術の普及及び指導奨励並びに水稻病害虫防除の推進及び有害鳥獣駆除などの事務をつかさどる職務を担い、当該補助金の実務も担当していた。

当該補助金の実務担当者は、事業実施主体から提出された当該実施要領に基づく事業実施計画の内容について、当該実施要領に規定する実施手続や実施期間、実施基準に照らして適正かどうかを審査した後、承認の可否に係る文書を起案す

る立場にあった。しかしながら、主事 Wは、交付決定という重要な意思決定書類を起案する際に、実務担当者として、その前提となる補助金交付申請書に添付された事業計画書の内容が、事業の具体性が全く分からぬ内容であった上に、事業計画の中に当該交付要綱の規定に反する他団体への補助金や負担金、予備費等への補助金の充当が記載されていたことなど、関係法令に反する内容が記載されていたにもかかわらず、当該実施要領や当該交付要綱の確認を怠り、形式的な前例踏襲の事務手続を行い、事業実施主体への必要十分な確認・調査も怠った。

支出命令においても、交付決定伺の期日が年度末も差し迫った2月または3月と、いずれも年度内の補助事業完了が困難であると一見して分かっていたにもかかわらず、補助事業の詳細についての実態調査や報告を求める等の事務を怠った。また、補助金等交付規則第15条第3項に規定する概算払の請求書に関し、その請求理由が記載されていなかったにもかかわらず、漫然とこれを受け付け、上司に回付し、審査・決裁させた。さらに、この概算払の手続において、平成29年度分については、当該補助金に係る概算払の支出命令の意思決定の日が平成30年4月5日となっている。これは、繰越の手續がなされていない以上、事業実施年度を超えた意思決定であり、違法であると言わざるを得ない。主事 Wは、平成29年度の末日まで、当該補助金に係る事業が適正に実施されているかどうかについて、実務担当者として確認や調査を行う必要があったにもかかわらず、これを怠った。事業実施主体に対する書類の確認や実態調査を行っていれば、当該補助事業の適正性が疑われ、不正な流用を防ぐことができた蓋然性が高い。

また、主事 Wは、当該協議会の事務を主体的につかさどり、当該協議会の定期総会を開催すべき立場にあったにもかかわらず、これを開催しなかった。監査の結果、定期総会を開催することが不可能であった旨の合理的な理由は見つけられない。

以上の支出負担行為及び支出命令に関し杜撰な事務があった事実及び定期総会を開催しなかった事実には、当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと判断するしかない。しかしながら、今般の監査においては、主事 Wが非財務会計職員であり、かつ、派遣職員であったという事情も複合的に勘案する必要がある。本件不正流用事案の発生との因果関係において、看過された事実、法令に則した確認を怠った事実は重大な過失であると判断するものの、当時の主事(派遣職員)に賠償責任があるとまで認めることは、適当ではないと判断するものである。

第4 結び

南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案が発覚してから、早1年半が経過した。

本年1月、町長から地方自治法の規定に基づく監査の要求を受理して以来、多くの資料、そして、多くの関係職員等からの聞き取りを重ねてきた。

本日、町長の監査要求の趣旨を十分に酌み取り、法令の定めに愚直に向かい、誠実に監査を行った結果として、町長に対し、町が被った損害に関し、多くの職員に対して応分の負担（賠償）を求めるべきである旨の監査報告書を提出したところである。監査報告書に「賠償責任があると判断した者」としてその職氏名を記載した職員の多くは、これまで町内において気さくに声を交わしてきた方々であります。私心としての「まさに泣いて馬謖を斬る」との思いと監査委員としての「客観性・中立性の確保」という義務感・責任感、この2つの間（はざま）で揺れながらも、最終的には法令の規定に忠実に従い監査を実施し、この報告書をまとめたところである。

本件監査を実施した結果として言えることは、東日本大震災の発災後に起きた不正流用事案であったとはいえ、また、補助金を不正に詐取し私的に使用した者が最も非難されるべきであるとはいえ、加えて、不正に流用された補助金を町に返還する主体は不正流用を行った本人であるべきであるとはいえ、その一方で、職員が当該補助金を交付する際に行っていた事務及び南三陸町有害動植物等対策協議会の本部を担う者として行っていた事務は、あまりに杜撰、あまりに無責任であったと言わざるを得ないということである。この背景には、当時の町及び町産業振興課（町農林水産課）の組織体としての内部統制の機能不全があったと判断するしかない。また、当該補助金の交付に関わった職員間等の相互牽制機能も十分に働いていなかったため、徒に多くの歳月が過ぎ、その間、当該補助金が不正に流用され続けていたということであったのだろうということも、併せて指摘せざるを得ない。

東日本大震災の復旧・復興事業に対し、多くの職員が意識を傾注せざるを得なかつたという、いわゆる環境的な要因がこの不正流用事案の遠因だったのであろうということについて一定程度理解はするものの、それを加味したとしても、この不正流用事案が、これほどまでに長期間発覚しなかったことの要因の一つには、“町民の血税”である税金を取り扱うということに対する当該補助金の交付事務に関わった職員の意識の低さ、また、補助事業者は関係法令や交付決定の内容等に従うとともに善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならないといったそもそも町の決まりを軽んじ、自らの所掌事務や職責を十分に理解しないままに起案したり、審査済の印を押したり、意思決定を行ったりということを繰り返していたという職責に対する

自覚の薄さ、そして、責任感の欠如、これらがあったということも指摘しておかなければならぬ。当該補助金の不正流用事案は、補助金の事業実績報告書の中に巧妙な改ざんが行われたものもあったとはいえ、補助金の交付等に関与した職員が法令等に基づいた事務を普通に行っていれば、その発生を未然に防ぐことが可能であったという点において、町の失態であると言え得る。

この失態から目を背けず、「出直し」を図ることが、失った町民の信頼を回復するための第一歩であろうと思っている。

最後に、今回の報告書は、地方自治法及び民法の規定に照らし監査を行った結果について、報告したものである。当然に、町の常勤特別職である町長及び副町長の賠償責任に関しても例外とせず十分に調査・監査を行ったものである。その結果として、当該補助金の不正流用事案に関し、これまでの同種の事案の判例も踏まえ、町長は、法的な賠償責任は有さないと判断したところである。その一方で、町長には、町の長としての責任、いわゆる町の最高責任者として補助機関である副町長をはじめとした職員を指揮し、命令等し、町民福祉の向上を図っていくという立場からくる道義的責任があろうということも承知している。しかしながら、これに関しては監査委員として申し上げる立場にはないことから、町長において熟慮の上で、適切に判断されることを最後に申し添え、結びとする。

別表 職員に賠償を求める額

(単位：円)

	職	氏名	平成22年度分	平成23年度分	平成24年度分	平成25年度分	平成26年度分	平成27年度分	平成28年度分	平成29年度分	平成30年度分	平成31年度分	計	
1	副町長	A	自 民 計						37,820	36,769	45,373	42,666	162,628	
												0	0	
2	会計管理者	B	自 民 計	0									0	
				0								0	0	
3	会計管理者	C	自 民 計							31,330			31,330	
												0	0	
4	課長	D	自 民 計	0	26,476	34,891	29,484						90,851	
				42,025	62,028	52,417						156,470		
				0	68,501	96,919	81,901					247,321		
5	課長・参事	E	自 民 計		17,506	42,644	36,036	44,870	43,340	43,223			227,619	
				5,253	31,014	26,208	81,213	78,444	86,446			308,578		
				22,759	73,658	62,244	126,083	121,784	129,669			536,197		
6	課長	F	自 民 計							38,183			38,183	
										87,028			87,028	
										125,211			125,211	
7	課長	G	自 民 計								57,225	61,416	118,641	
											94,528	89,822	184,350	
											151,753	151,238	302,991	
8	参事	H	自 民 計	0	0								0	
					0							0		
				0	0							0		
9	参事	I	自 民 計					55,022					55,022	
								40,607					40,607	
								95,629					95,629	
10	参事	J	自 民 計						53,146	54,029			107,175	
								39,222	43,223				82,445	
								92,368	97,252				189,620	
11	補佐兼係長	K	自 民 計	0	0								0	
					0							0		
				0	0							0		
12	補佐兼係長	L	自 民 計								43,788		43,788	
											67,367		67,367	
											111,155		111,155	
13	技術主幹兼 係長	M	自 民 計		15,877	38,768	32,760	50,352					137,757	
				5,253	31,014	26,208	40,607						103,082	
				21,130	69,782	58,968	90,959						240,839	
14	主幹兼係長	N	自 民 計						48,635				48,635	
								39,222					39,222	
								87,857					87,857	
15	主幹兼係長 ・係長	O	自 民 計						48,626	45,037			93,663	
								43,223	65,271				108,494	
								91,849	110,308				202,157	
16	主幹兼係長	P	自 民 計								64,598		64,598	
											70,896		70,896	
											135,494		135,494	
17	主幹兼出納 係長	Q	自 民 計							28,719			28,719	
												0		
										28,719			28,719	
18	主幹兼出納 係長	R	自 民 計	0									0	
				0								0		
												0		
19	主幹 (派遣職員)	S	自 民 計					26,394	25,494				51,888	
								20,303	19,611				39,914	
								46,697	45,105				91,802	
20	主幹 (派遣職員)	T	自 民 計								34,562	38,343	72,905	
											35,448	33,683	69,131	
											70,010	72,026	142,036	
21	主幹 (出納室)	U	自 民 計	0									0	
				0								0		
												0		
22	主査・主事	V	自 民 計			38,768	32,760						71,528	
				0	39,398	31,014	26,208						96,620	
				0	39,398	69,782	58,968						168,148	
23	主事 (派遣職員)	W	自 民 計						0	0			0	
												0		
									0	0			0	
合 計			自 民 計	0	59,859	155,071	131,040	176,638	170,615	183,698	180,038	201,758	186,213	1,444,930
				0	91,929	155,070	131,041	182,730	176,499	172,892	152,299	200,872	190,872	1,454,204
				0	151,788	310,141	262,081	359,368	347,114	356,590	332,337	402,630	377,085	2,899,134

※上記の「職員に賠償を求める額」の算定の前提とした『重大な過失により賠償責任があると認められる額』の合計額は、以下のとおりである。

自	882,349	173,353	310,143	262,081	406,068	392,220	367,396	360,080	472,642	449,113	4,075,445
民	84,079	246,897	310,142	262,081	406,068	392,220	497,064	510,204	472,642	449,112	3,630,509
計	966,428	420,250	620,285	524,162	812,136	784,440	864,460	870,284	945,284	898,225	7,705,954

※「自」は地方自治法第243条の2の2第1項の規定による額、「民」は民法第709条の規定による額である。

※平成22年度から平成28年度までの「自」の額は、仮に消滅時効になつていなかった場合として算出した額である。